

新市建設計画に関する基本事項

1、新市建設計画（市町村建設計画）とは

市町村の合併に際し、合併関係市町村の将来ビジョン等を住民に明らかにし、合併後の施策や新市の方向性を示す計画です。新市建設計画は、合併協議会に作成が義務付けられており、「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）の第5条によって、新市建設計画に関する事項が定められています。

2、新市建設計画の内容

新市建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進し、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するように配慮したものでなければなりません。

その具体的内容は、地域の実情に応じて、合併関係市町村の自主的な判断により決定されますが、合併特例法において計画に盛り込むべき骨子が次のとおり示されています。

合併市町村の建設の基本方針

新市が将来進むべき方向性や行財政運営に係る基本事項を定めます。

合併市町村の建設の根幹となる事業に関する事項

新市の基本方針を実現するために行なう、新市及び県が事業主体となる根幹的な事業の大綱を定めます。

公共的施設の統合整備に関する事項

小中学校の統廃合など、公共的施設の統合整備の方針を定めます。

合併市町村の財政計画

合併後の基本方針や主要事業の実施に伴い、おおむね5～10年間の財政計画を定めます。

3、新市建設計画の実施に係る財政支援措置

新市建設計画に掲げられた事業の実施にあたり、国や県の支援措置を受けることができます。そのため、新市建設計画へ盛り込む事業については、合併関係市町村とよく協議し、新市のまちづくりに資する事業を選択する必要があります。

< 国の財政支援施策 >

合併市町村補助金

新市建設計画に基づいて行われる次の事業に対し、合併年度及びこれに続く2ヶ年間で、関市・武儀郡町村においては、上限5億4千万が助成され

ます。(補助率は以下事業の事業費に対し、10/10 となります。)

- ・ 合併市町村の行政運営の合理化又は効率化に資する事業
- ・ 住民サービスの水準確保や強化に関する事業
- ・ 公共施設相互間の連携強化に関する事業
- ・ 合併市町村の区域内における人物・物的交流の促進を図る事業

合併特例事業債

新市建設計画に基づいて行なわれる公共的施設の整備事業に対し、合併年度及びこれに続く10ヶ年間について、合併特例事業債を充当できます。

- ・ 地方債の充当率は、事業費の95%
- ・ 普通交付税への算入率は、元利償還金の70%

< 県の財政支援施策 >

岐阜県合併市町村支援交付金 (補助率 10/10)

新市建設計画に基づいて行われる次の事業に対し、合併年度及びこれに続く5ヶ年間で、関市・武儀郡町村においては上限9億円が交付されます。

- ・ 合併市町村の広域的、効率的行政サービスを行なうための事業
- ・ 行政格差是正のための事業

事業推進のための優先的採択

新市建設計画に掲げられた県事業に対し、優先的な事業採択を受け、重点的な施策の実施を行なうことができます。

4、新市建設計画作成小委員会について

新市建設計画を策定するにあたり、全国的な動きとして、合併協議会内に委員会等を設置し、計画の内容を検討するのが一般的です。

関市・武儀郡町村合併協議会においても、新市建設計画に地域住民や各市町村の意向を反映させるために小委員会を設置し、新市の施策やまちづくりの方針などを検討していきます。今後、新市建設計画作成小委員会において検討される主な事項は以下のとおりです。

新市の将来像

まちづくりの基本理念、主要目標、地域別の整備方針の検討

新市の施策

将来のまちづくりの根幹をなす主要事業の検討

財政計画

合併後の長期的な財政運営の見通しに関する事項

住民への周知

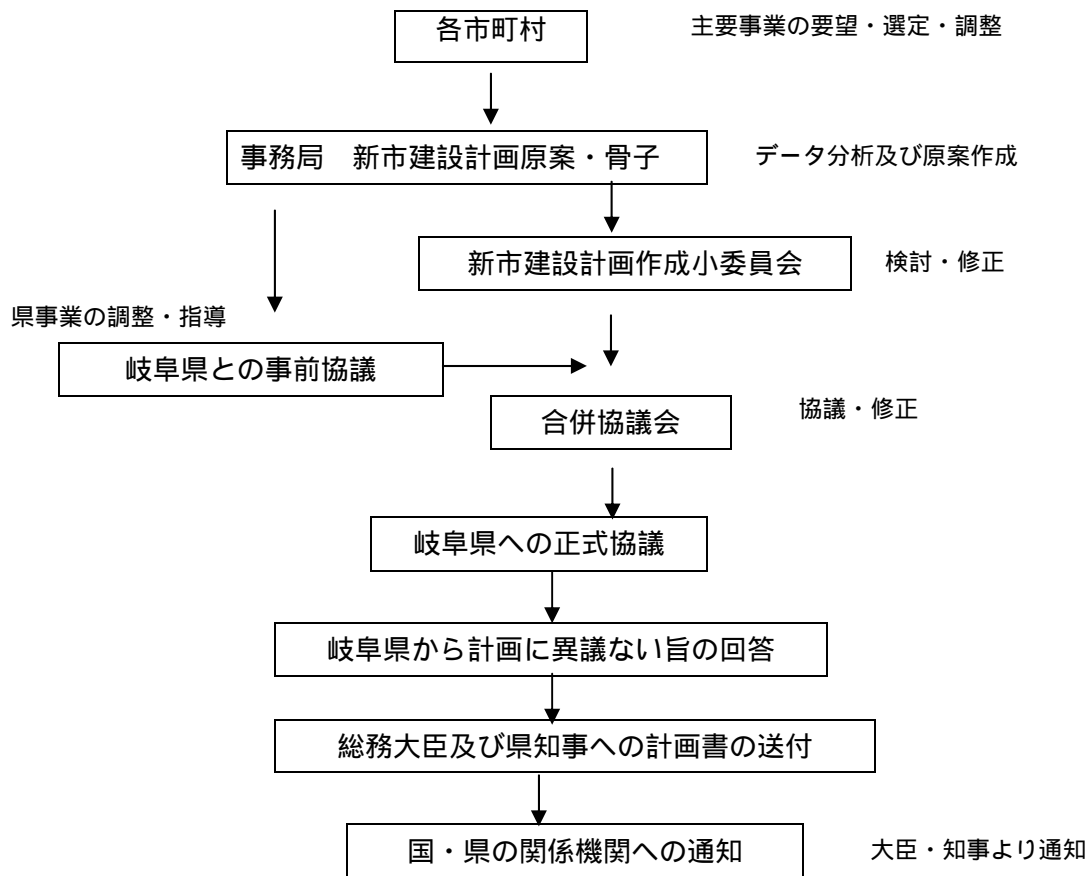
新市の将来像や施策などの住民周知に関する事項

その他

公共施設の統合方針や新市建設計画の全般にわたる修正及び提言

5、新市建設計画策定の手続き

新市建設計画の策定は以下のようになっています。また、策定にあたっては、事前に県と協議を行なうことになっています。



6、新市建設計画策定の変更

新市建設計画は、概ね合併後の10年間の計画期間で策定されます。しかし、新市建設計画は策定後において計画内容の変更をすることができます。

これは、計画策定時以降の社会経済や財政状況の変化などにより、計画内の事業実施が困難となったり、国や県から財政的な支援を受けるために、計画に掲げてない事業の実施が必要となる場合があるためです。

計画の変更を行なうには、県知事の協議を経た後、新市の議会の議決が必要となります。また、旧町村に地域審議会（編入された旧町村の区域に係る施策等に対し、住民意見を反映させるために設けられた審議会）を設置した場合は、あらかじめ計画の変更について審議会の意見を聴くことになっています。

市町村の合併の特例に関する法律

～ 抜 粋 ～

< 合併協議会の設置 >

第3条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法第252条の2第1項の規定(協議会の設置)により、合併市町村の建設に関する基本的な計画(市町村建設計画)の作成その他市町村の合併に関する協議を行なう協議会を置くものとする。(以下 略)

< 市町村建設計画の作成及び変更 >

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の建設の基本方針
- 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 三 公共的施設の統合整備に関する事項
- 四 合併市町村の財政計画

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があった場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。

6 (略)

7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かななければならない。

10 第4項及び第5項の規定は、第7項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。